

地方税法施行令の一部を改正する政令の概要

令和6年3月
総務省

1 改正の趣旨

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、軽油引取税の課税免除の特例の対象とならない船舶を定めるほか、所要の規定の整備を行う。

2 主な改正の内容

(1) 軽油引取税の課税免除の特例の適用対象の改正

船舶に係る軽油引取税の課税免除の特例措置の適用対象から、マリンレジャー等に使われる自家用船舶（いわゆる「プレジャーボート」）を除外する改正を行う。

(2) 法人事業税の外形標準課税に係る適用対象法人の見直し（減資への対応）に関する細目

現行基準（資本金1億円超）に対する補充的な基準（※）で用いる「払込資本の額」について、資本金の額又は出資金の額と総務省令で定める金額（資本剰余金）との合計額とする。

※ 当分の間、資本金が1億円以下であっても、前事業年度に外形標準課税の対象であった法人で、「払込資本の額」が10億円を超えるものは外形標準課税の対象とする。

3 施行期日

令和7年4月1日